

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(学位論文審査手数料の額)</p> <p>第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき102,900円とする。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する者については、1件につき58,700円とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(学位論文審査手数料の額)</p> <p>第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき102,900円とする。ただし、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者については、1件につき58,700円とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>証明書発行手数料</u>)</p> <p><u>第4条の2 卒業証明書、修了証明書、成績証明書、在籍証明書、学位授与証明書及びその他の学力に関する証明書(教育課程に関するもの。以下「証明書」という。)</u>に係る発行手数料(以下「<u>証明書発行手数料</u>」という。)の額については、<u>証明書1通につき500円とする。</u></p> <p><u>2 証明書発行手数料のほか、証明書の受取方法を郵送とした場合は、郵送料を徴収する。</u></p> <p><u>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず証明書発行手数料を徴収しない。</u></p>	

<p>(国際交流会館の寄宿料等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 国際交流会館共用部分の電気料、清掃費、新聞・雑誌代等及び退去時諸経費積立金については、<u>以下</u>のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 開示実施手数料の減額等については、<u>国立大学法人東京農工大学情報公開取扱規程</u>第9条の規定による。</p> <p>(保有個人情報開示請求手数料)</p> <p>第15条の2 保有個人情報の開示請求手数料は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。<u>なお</u>、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(受託研究員等の研究料)</p> <p>第19条 本学で受け入れる受託研究員等の研究料の額は、次のとおりとする。</p>	<p>(1) <u>本学の学生が申請する場合</u></p> <p>(2) <u>その他学長が認めた場合</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、証明書発行手数料及び郵送料について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(国際交流会館の寄宿料等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 国際交流会館共用部分の電気料、清掃費、新聞・雑誌代等及び退去時諸経費積立金については、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 開示実施手数料の減額等については、<u>国立大学法人東京農工大学情報公開規程</u>第9条の規定による。</p> <p>(保有個人情報開示請求手数料)</p> <p>第15条の2 保有個人情報の開示請求手数料は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。<u>ただし</u>、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(受託研究員等の研究料)</p> <p>第19条 本学で受け入れる受託研究員等の研究料の額は、次のとおりとする。</p>	
--	---	--

<p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>(注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人 <u>農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター</u></p>	<p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>(注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人 <u>農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構</u></p>	
--	--	--

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日規程第 21 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。